

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成28年8月29日

京都市長 門川 大作

## 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年7月15日	伏見区	横大路鍬ノ本	—	4	2	平成28年7月15日
平成28年7月22日	伏見区	日野西風呂町	—	—	1	平成28年7月22日
		日野岡西町	—	—	1	
		日野奥出	—	—	1	
		石田大山町	—	—	2	
		小栗栖山口町	1	—	—	
		小栗栖宮山	4	—	1	
		桃山町日向	—	—	1	
		桃山町西尾	—	—	2	
		横大路八反田	2	—	—	
		横大路西海道	2	—	—	
		納所岸ノ下	2	—	—	
	納所和泉屋	1	—	—		
	北区	紫野東蓮台野町	—	—	1	
		紫野泉堂町	—	—	1	
南区	上鳥羽火打形町	1	—	—		

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

### 3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)